

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○稲津委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之です。

先週の金曜日には、ものづくり補助金、ＩＴ補助金等について質問をさせていただきました。きょうはまず、データの利活用に向けた政府の取組の経緯について確認をさせていただきたいというふうに思います。

調査室の皆さんがこの資料をまとめてくださいましたが、この資料によりますと、政府は、コネクテッド・インダストリーズを実現するため、データ関連制度の整備を行い、データの利活用を進めてまいりました。

平成二十七年、二〇一五年の九月には改正個人情報保護法が成立しまして、匿名加工情報制度が導入されました。データ取得の経緯の確認及び記録の作成といったルールのもとで、本人の同意なしで個人情報目的の利活用及び第三者提供が可能となりました。

さらに、個人情報の有用性に配慮しつつ、その

適正な取扱いを確保するため、民間事業者が保有する個人情報を一元的に所管する個人情報保護委員会、これが新設されました。

その後、平成二十八年、二〇一六年の十二月には官民データ活用推進基本法が成立し、行政機関が保有するデータを民間事業者に提供するスキームが構築されるなど、民間事業者の保有するデータの利活用だけではなく、行政データのオープン化についても推進されてまいりました。

官民データ活用推進基本法では、官民データの適正かつ効果的な活用に関する基本理念を定めるとともに、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的としております。

同法における官民データとは、「電磁的記録に記録された情報であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。」とされており、

データの利活用に向けた取組は、以上のような経緯をたどり、本法案では、革新的技術を用いてデータ連携、高度利活用を行い、新たな付加価値の創出を図る事業を行う事業者が実施するＩＯＴ投資に対し、減税措置等の支援を講ずるとともに、データを収集、整理して他の事業者に提供するもののうち、一定のセキュリティ対策がなされていると確認された事業者について、国の機関や独立行政法人等が有するデータの提供要請手続を整理

備する等、行政データの一層のオープン化が図られているというのが本法案の趣旨というふうに理解してよろしいでしょうか。

○寺澤政府参考人 お答えします。

委員御指摘のとおり、コネクテッド・インダストリーズを推進する上で、データを集めて利活用するということは鍵となるわけでございます。

そうした観点からは、御指摘があったように、個人情報保護法を改正し、匿名加工情報制度というのを創設したところでございますし、また、官民データ活用推進基本法に基づいて、行政データのオープン化を進めてきているところでございます。本法案は、こうした流れに沿ったものでございます。

具体的には、官民データ活用推進基本法の趣旨を踏まえて、今般の革新的データ産業利用指針というのを定めるといふことは、法案上、明記をされております。

また、今般新たにデータ提供要請制度というのを設けるわけですけれども、これも行政データのオープン化を進めるものでございます。

また、革新的データ産業活用計画という枠も設けていますが、これについては、税制等の措置でしっかりと応援するというところでございますので、この法案は、これまでのデータの連携、共有、利活用を進めるといふ取組の流れに沿い、さらに、それを力強く更に加速させる、そういう趣旨でございます。

○富田委員 今、局長が言われた革新的データ産業活用計画の認定につきまして、生産性向上特別

措置法第二十二條には、次のような手順が規定されております。

まず、革新的データ産業活用を実施しようとする事業者は、その実施しようとする革新的データ産業活用に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

次に、主務大臣は、提出された革新的データ産業活用計画について、必要に応じて、革新的事業活動評価委員会の意見を聞き、当該計画が適切なものであると認めるときは、その認定をすともにも、その概要を公表する。

そして、主務大臣は、認定に当たって必要があるときと認めるときは、提出された革新的データ産業活用計画について調査を行うこともできる。

また、主務大臣は、提出された革新的データ産業活用計画において用いられるデータに個人情報が含まれる場合であつて、政令で定める場合に該当すると認めるときは、個人情報保護委員会に協議するものとするというふうに規定をされております。

この二十二条第六項には、主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該申請に係る革新的データに個人情報が含まれる場合であつて、当該データの性質、利用方法及び管理方法その他の事情を勘案して特に必要があるものとして政令で定める場合に該当すると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを個人情報保護委員会に送付するとともに、あらかじめ個人情報保護委員会に協議するものとするというふうな規定があります。

また、同七項は、「主務大臣及び個人情報保護委員会は、前項の規定による協議に当たっては、データの活用を促進することの必要性に鑑み、所要の手續の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に密接に連絡するものとする。」との規定もあります。

ここでいいます六項の個人情報保護委員会に協議を行う場合というのはどのように判断するのか、また、政令でどのように定めるんでしょうか。

○寺澤政府参考人 お答えします。

まず、御質問の規定について、ちよつと趣旨から御説明いたします。

御指摘のとおり、革新的データ産業活用計画の認定に当たつて、特に必要があるものと政令で定める場合には、あらかじめ個人情報保護委員会に主務大臣から協議することとされているわけでございます。

この革新的データ産業活用計画というのは、主として産業データというのを想定しているわけでございますけれども、場合によっては個人情報を含まれるということもある、そうした場合には、一般的規律として個人情報保護法制に従うことになるわけでございます。

そうした中、なぜこの協議があるのかということだと思ひます。これは、この計画認定を受けた上で、税制優遇とかデータ提供要請制度という支援を受けるわけですから、そういう支援を受けながら、万が一、個人情報保護法の規律に反する、逸脱するということがあつては非常に問題でございまして、事前に適法性を確認するという手続

を設けているわけでございます。

また、民間事業者から見ても、じゃ、データを提供して、個人情報保護法の観点から問題があるということからデータ提供について懸念をする慎重な事業者もいないわけではないということで、あらかじめ個人情報保護法との整合性を確認するというところで、安心してデータ提供をしていただくということでございます。

じゃ、具体的にどういう場合に協議するかということとは、政令で定めるところで、今後具体的に検討したいと考えているわけでございますけれども、その際の考え方ではございますが、まず、産業用のデータばかりである場合は協議する必要がないので、あくまでも個人情報が入っている場合でございます。

ただ、個人情報が入っているから全て協議するのかということになりますと、先ほど申し上げたように、個人情報が入っていれば、一般的な規律である個人情報保護法の規律が及ぶものですから、その規律が及ぶことに加えて、個人情報保護委員会の協議が必要だ、確認が必要だという場合は、それは確認する必要性が非常に高い、そうしたものについて協議する。

そうしないと、この計画の円滑かつ迅速な支援という趣旨からしても、全て全て協議をするとういう目的にも反することになるものですから、個人情報保護委員会の確認が必要な、そうしたものに重点的に絞り込んで政令を規定をしたいということでございます。

その際、その規定については、データの性質、

利用方法、管理方法その他の事情を総合的に勘案して、こういう個人情報保護委員会の確認が必要なら、そうした範囲については、有識者の意見を聞きながら、また個人情報保護委員会や関係省庁と協議しながら、今後具体化を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

○富田委員 七項に言う「相互に密接に連絡」というのは、今の局長が言われたようなことを円滑にするために相互に密接に連絡するんだというふうに理解していいですか。

○寺澤政府参考人 お答えします。

委員御指摘のとおり、法律上、「主務大臣及び個人情報保護委員会は、「協議に当たっては、データの活用を促進することの必要性に鑑み、所要の手續の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に密接に連絡するもの」というふうに規定されているわけでございます。

この趣旨は、主務大臣と個人情報保護委員会との間で協議する場合に、両者の間で情報を相互に十分に交換し合う必要があるということ踏まえて規定されているものでございますし、また、協議のプロセスにおいて、いたずらに時間を要して計画の実施におくれがあつてはいけないという観点から、この規定が設けられているわけでございます。

今後、この規定の趣旨を踏まえまして、主務大臣から個人情報保護委員会への協議が円滑かつ的確になされるよう、お互いに提供すべき情報の内容とか、あるいは協議の期間等を始めとして、具体的な運用プロセスというのをあらかじめ定める

ことによつて、適切な運用を図っていきたくて考えている次第でございます。

○富田委員 これまでの局長の答弁を踏まえて、革新的事業活動評価委員会と個人情報保護委員会との関係について確認しておきたいというふうに思います。

法案の第三十一条は、「内閣府に、革新的事業活動評価委員会を置く。」と規定しておりまして、三十二条第二項では、「委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができ。」という規定があります。

個人情報保護委員会は、いわゆる三条委員会のうち、個人の権利利益の保護を任務として明示された唯一の機関として、平成二十七年個人情報保護法改正により導入されたものであります。本法案では、第二十二条六項に、先ほどお示ししましたように、革新的データ産業活用計画の認定をするに当たつて、個人データが含まれる場合等、必要な場合に個人情報保護委員会に協議を行うこととされております。

他方、本法案では、新技術等実証に係る規制の特別措置や計画認定の判断において、当該新技術等実証に係る規制を所管する行政機関の長が主務大臣になるといふふうにされています。

したがつて、事業者が個人情報保護などに関連する新技術等実証計画を申請した場合には、個人情報保護委員会が規制を所管する行政機関の長として主務大臣になるといふふうに理解されます。

このように考えたときに、第三十二条第二項に

基づく革新的事業活動委員会の勧告は、個人情報保護委員会の独立性を損なうのではないかという懸念があります。革新的事業委員会の勧告と個人情報保護委員会の独立性との関係についてはどのように考えているんでしょうか。

○糟谷政府参考人 御質問いただきましたように、生産性向上特別措置法案では、個人情報保護法などに関連する新技術等実証計画を申請した場合には、個人情報保護委員会が規制を所管する行政機関の長として主務大臣となるわけでありまして、

この場合、革新的事業活動評価委員会による勧告は個人情報保護委員会を法的に制約するものではなく、同委員会はみずからの職権を行使して判断するものであることから、同委員会の独立性を損なうものではないわけでありまして。

○富田委員 今の局長のあれだと、主務大臣として、いわゆる三条委員会である個人情報保護委員会は独立して職権を行使して、他の事業所管大臣と調整することは要らないというふうに理解していいですか。

○糟谷政府参考人 主務大臣として独立して職権を行使して判断するものでございます。

○富田委員 わかりました。それでは、残りの時間、IT人材の育成についてお伺いをしたいというふうに思います。

これまでも政府は中小企業の生産性向上のためのIT投資を進めてきましたが、中小企業のIT投資は残念ながらまだまだ低調でございます。

資料の一を配付させていただきましたが、これは昨日も田嶋委員がこの資料を使われておりまし

た。これによりまずと、IT投資が重要であると考えているにもかかわらず、IT投資を行わない理由として、ITを導入できる人材がいけない、四三・三％。導入効果がわからない、評価できないが三九・八％。及び、コストが負担できないが二六・三％というふうに理由が挙げられています。

他方、資料の二、裏側ですが、資料の二を見ていただきますと、これはバブル崩壊後のIT投資と人材育成の推移を示したものです。この図につきまして、日本経済新聞、二〇一七年八月二十二日に「経済教室」で宮川努学習院大学教授が次のように指摘をされております。

IT投資はコンピュータとその附属設備、通信設備、ソフトウェア投資の合計だ、一方、人材投資は厚生労働省就労条件総合調査の中の教育訓練費のデータを使って、社外訓練、オフ・ザ・ジョブ・トレーニングの費用の部分を推計したものだ、日本で金融危機が生じた九七年以降、IT投資の伸びが鈍り、今世紀に入ると減少傾向で推移していることがわかる、それ以上に衝撃的なのが、社外訓練費で見た人材投資の動きだ、人材投資はバブル崩壊直後から低下し始め、その後一旦持ち直したものの、やはり今世紀に入って低下の速度を速めているというふうに教授は指摘をされております。

また、さらに、宮川教授は、二〇〇七年版のアメリカ大統領経済報告は、ITが生産性向上に寄与するには、人材投資などの無形資産投資の補完が必要だと述べている、実際、滝沢美帆東洋大教授とこの宮川教授が行った最近の実証分析では、

IT投資と人材投資は相乗効果を持ち、生産性の向上を通じて資本利益率を上昇させるという結果を得ているというふうに指摘をされております。

昨日の参考人質疑でも、参考人の皆様からIT人材の育成について次のような御指摘がありました。

ITの専門家である必要はない、今ある技術を使いこなせる人材をどう集めるかだ。また、ITを学ぼうと思えば、ただで学べる仕組みがたくさんある、このことが余り知られていない、このことにどう気づかせるかだ。さらには、生産性向上のためにITの活用が必要ということに気づいていない経営者が多い。セミナー等の啓発が必要。また、小規模事業者が活用しやすいクラウドサービスを提供してほしいというふうにも言われていました。さらには、格差の拡大、貧困の連鎖が続く中で、IT教育を受けられる環境整備が必要だという御指摘もありました。また、外部サービスの利用も検討すべきだ、コストを下げることでできるという意見もございました。

生産性向上に寄与するためには、人材投資等の無形資産投資による補完が必要だというこの教授の指摘は大変重要だと思えますが、大臣、帰られたばかりで、答弁は副大臣の方に。どのように経産省としては取り組んでいかれるのでしょうか。

○武藤副大臣 私から答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、中小企業がIT投資を行わない理由の第一として、社内にIT導入ができる人材がいけないということが挙げられております。他方、昨今、いろいろな技術革新が非常に進捗し

ておりまして、ITシステムを自社で保有しないクラウド型のサービスなどが普及し、IT人材に乏しい中小企業でも利用可能な簡便な、安価なITツールが提供されているところでもあります。

これらの生産性向上に資するITツールの導入を進めるために、平成二十九年の補正予算で、IT導入補助金を五百億円確保させていただきました、約十三万社を直接支援させていただきました。また、IT化を通じた生産性向上に関する情報、ノウハウ、成功事例等、強力的に横展開することで、経営者のITに対する意識の向上も促進していくところでもあります。

さらに、今回の法案に基づきまして、ITベンダーを認定情報処理支援機関として認定し、ITツールやサービスを見える化することで、中小企業の生産性向上に資するIT導入支援を促進してまいります。

加えて、中小企業等で働く経営者、管理者候補のリカレント教育でありますけれども、IT活用を含む専門知識の講座を提供する予定であります。こうした取組により、大変喫緊の課題であります、IT人材が不足する中小企業のIT導入を後押ししてまいりたいと思っております。

○富田委員 これで終わりますが、この宮川教授によりまして、去年の夏、一橋大学で開催されましたアジア諸国の生産性データベース構築を話し合うコンファレンスで、IT化の進展と人材の活用を比較可能な形で計測することが今後の課題として位置づけられたそうであります。アジア諸国は、みずからの経済成長に関する基礎データとし